

令和4年2月4日
(保険医療課)

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会

新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえた外来診療・検査にかかる
公費の取扱いについて【追加連絡】

令和4年2月2日付 ご連絡申し上げました標記につきまして、下記のとおり追加でご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員医療機関にご周知賜りますようお願い申し上げます。

※ (大阪府医師会補足)

上記の例1～例3において、保健所に発生届を提出した場合、外来診療に係る「救急医療管理加算1(診療報酬上臨時的取扱)(COV・外来診療)」(950点)が算定できる。: 公費対象(外来診療公費)

にお示いたします【「救急医療管理加算1(診療報酬上臨時的取扱)(COV・外来診療)」(950点)】については、令和3年9月28日付 厚生労働省保険局医療課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)」(別添)医科診療報酬点数表関係 問7」により算定できます。

////////////////////////////////////

- ・入院中の患者以外の新型コロナウイルス感染症患者に対し、
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療(緊急的な往診、訪問診療及び電話や情報通信機器を用いた診療を除く。)を実施した場合、
- ・当該外来診療について、
- ・当該患者に対して主として診療を行っている保険医療機関において、
- ・1日につき1回算定。
- ・令和3年9月28日以降適用。

////////////////////////////////////

なお、当該950点につきまして、患者が6歳未満である場合の「注2 乳幼児加算400点」、患者が6歳以上15歳未満である場合の「注3 小児加算200点」を算定することができます。

ご参考：医科診療行為マスター登録内容(診療行為コード/省略漢字名称/点数)

180065850/救急医療管理加算1(診療報酬上臨時的取扱)(COV・外来診療)/950点

180066170/乳幼児加算(救急医療管理加算・臨時的取扱)(外来診療・往診等)/400点

180066270/小児加算(救急医療管理加算・臨時的取扱)(外来診療・往診等)/200点

【大阪府医師会補足例】

○自宅療養者（感染症法に基づく医師の届出が完了した者）に電話・通信情報機器を用いた診療を行った場合

- ⇒・電話初・再診料、二類感染症患者入院診療加算（電話等初・再診料・診療報酬上臨時的取扱）、処方料等（医師が当該感染症の治療に必要と判断したもの）：公費対象（公費負担者番号:28270601、受給者番号:9999996）

にお示しいたします【二類感染症患者入院診療加算（電話等初・再診料・診療報酬上臨時的取扱）】については、令和3年8月16日付 厚生労働省保険局医療課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その54）」「（別添）問1」により算定できます。

////////////////////

- ・自宅・宿泊療養を行っている者に対して、
- ・医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行い、A000初診料の注2に規定する214点、あるいは、電話等再診料を算定した場合に、
- ・当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、
- ・1日につき1回算定。
- ・令和3年8月16日以降適用。

////////////////////

令和3年9月28日付「臨時的な取扱いについて（その63）」「（別添）医科診療報酬点数表関係 問1および問2」で示される、自治体ホームページで公表されている診療・検査医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合に算定できる「二類感染症患者入院診療加算（250点）」とは、異なります。

ご参考：医科診療行為マスター登録内容（診療行為コード／省略漢字名称／点数）

111014170／二類感染症患者入院診療加算（電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱）／250点

112024170／二類感染症患者入院診療加算（電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱）／250点

担当事務局：大阪府医師会 保険医療課

電話 06-6763-7001